

令和 7 年度九州自然歩道利用環境整備事業の委託に関する
企画提案競技実施要領

1 目的

本県のロングトレイル「九州自然歩道」の利用促進のため、持続可能な維持管理・運営体制を構築し、一体的に歩道の魅力を発信することで、観光振興・地域活性化を推進することを目的に、九州自然歩道利用環境整備事業を行うに当たり、企画提案競技の実施に必要な事項を定めるもの。

2 委託の内容

別添「令和 7 年度九州自然歩道利用環境整備事業委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

3 委託金額の上限

6, 9 5 9, 7 0 0 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

4 委託の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県に本店または事業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (5) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がない者
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年条例第 18 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

7 スケジュール

(1) 実施公告	令和7年5月20日（火）
(2) 事前説明会申込締切	令和7年5月27日（火）
(3) 事前説明会	令和7年5月29日（木）
(4) 企画提案競技申込締切	令和7年6月 5日（木）
(5) 質問締切	令和7年6月 9日（月）
(6) 企画書等提出期限	令和7年6月19日（木）
(7) 審査結果通知	令和7年6月26日（木）

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会

日 時 令和7年5月29日（木）午後1時から
場 所 防災庁舎防72号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙様式1）を提出すること。なお、説明会への参加は、企画提案競技参加の必須条件ではない。

- ① 提出先 下記12を参照
- ② 提出期限 令和7年5月27日（火）午後5時（必着）
- ③ 提出方法 電子メール又はファックス
※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。

(2) 企画提案競技参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙様式2）を提出すること。

- ① 提出先 下記12を参照
- ② 提出期限 令和7年6月5日（木）午後5時（必着）
- ③ 提出方法 電子メール又はファックス
※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。

(3) 企画提案競技に係る質問

本要領等に関する疑義は、質問票（別紙様式3）を提出すること。

なお、質問内容に及び回答については、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに提供する（質問者名は公表しない）。

- ① 提出先 下記12を参照
- ② 提出期限 令和7年6月9日（月）午後5時（必着）
- ③ 提出方法 電子メール又はファックス

※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類等

ア 企画提案書（６部）

以下の書類を添付すること。

- ・ 令和７年度九州自然歩道利用環境整備事業企画提案書（別紙様式４）
- ・ 提案書（様式任意、Ａ４サイズ）
業務目的を達成するために必要と思われる事項について、仕様書に記載がない場合も提案者が独自に提案して構わない。
- ・ 業務スケジュール、実施体制
仕様書の業務内容について、提案者が考える業務スケジュールと実施体制を記載すること。
- ・ 会社概要
既存資料で可。
- ・ 類似業務実績
過去２年以内の地方公共団体との契約実績を提出すること（様式任意）。成果物があれば添付すること。

イ 見積書（原本１部、写し５部）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は税抜き表示を基本とすること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

② 提出先 下記１２を参照

③ 提出期限 令和７年６月１９日（木）午後５時（必着）

④ 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑤ 留意事項

ア 提案書等は、提案者１者につき１提案のみ受け付ける。また、提出後の書換え、引替え、及び撤回は認めない。

イ 提出書類に不備がある場合及び提案すべき事項が記載されていない場合は、審査の対象としない。

(5) 選定方法

企画提案書等の内容について、下記の点等を総合的に書面審査の上、最も優れた企画を提案した１者を受託候補者として選定する。

ア 業務理解度・実績

- ・ 委託事業を十分理解の上、提案しているか。
- ・ 過去に本業務と同程度の業務実績があるか。

イ 実施体制・スケジュール

- ・ 業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。
- ・ 業務を実施できる人員と体制が確保できているか。

ウ 企画内容

- ・ イベント等の提案の内容が、九州自然歩道の認知度の向上及び利用促進に資するものであるか。
- ・ より多くの人に利用者目線の情報を発信するための取組が提案されているか。

(6) 審査結果の通知

令和7年6月26日（木）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込がないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。また、制作物が他社の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料等は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県環境森林部自然環境課自然公園担当（担当 青木）
- (3) 連絡先 電 話 0985-44-2624（直通）
F A X 0985-38-8489
E-mail shizen@pref.miyazaki.lg.jp